

白井市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 行動計画策定の背景

平成25年4月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置の基本的な事項を示す市の行動計画を策定することとなった。

なお、本行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて作成している。

2 行動計画の概要

(1) 対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ
- ②再興型インフルエンザ（過去に世界で流行したインフルエンザ）
- ③新感染症（その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

(2) 基本的な方針

①対策の目的

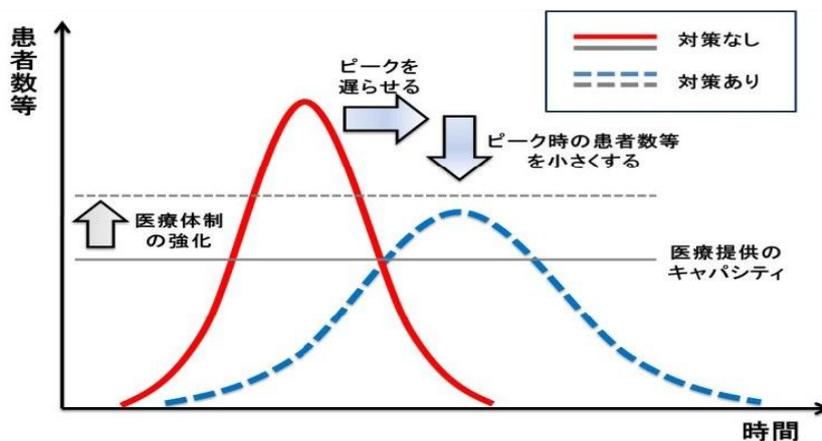
- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②対策の基本的考え方

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

【対策の効果 概念図】



参考：被害想定

- 発病率 人口の約25%
- 医療機関受診者数 約6,100～11,800人
- 死亡者数 約80人～300人
- 従業員の欠勤率最大40%程度（ピーク時の約2週間）

(3) 本編の構成

はじめに (1頁～3頁)	発生と危機管理、国の対策への取組、特措法の制定、行動計画の作成
基本的な方針 (4頁～26頁)	対策の目的・基本的考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要6項目 [主要6項目] ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保
各段階における対策 (27頁～48頁)	新型インフルエンザ等の発生段階ごとに、主要6項目の対策を規定【別表】 [発生段階] 未発生期、海外発生期、国内発生早期(県内未発生期～県内発生早期)、県内感染期、小康期

発生段階ごとの対策

	未発生期	海外発生期	国内発生期 (県内未発生期～県内発生早期)	県内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 発生した場合の対応等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報収集と情報提供 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 ※国: 必要に応じて緊急事態宣言を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第一波からの早期回復 第二波発生の早期探知
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の策定 国、県、他市町村等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ※国: 府県対策本部設置、基本的対処方針の発表 ※県: 県対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★市対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ★他の地方公共団体による代行、応援等 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態解除宣言がされた場合は、市対策本部を廃止
②サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 国、県等からの情報収集 ※県: 通常の感染症サーベイランス実施 	<ul style="list-style-type: none"> ※県: 発生に備えたサーベイランス強化(患者の全数把握、学校等での集団発生の把握) 		<ul style="list-style-type: none"> ※患者の増加により全数把握等の中止 	
③情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な情報提供 相談窓口等の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の媒体を活用した情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 発生状況や対策等について情報提供 相談窓口の充実及び強化 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、リアルタイムな情報提供を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた注意喚起 相談窓口の縮小
④予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 特定接種対象者登録の協力 住民接種の実施体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策の普及 特定接種の実施 住民接種の準備 住民接種の実施方法等の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の実施 ※★県: 不要な外出自粛要請、施設の使用制限要請 		
⑤医療	<ul style="list-style-type: none"> ※県: 地域医療体制の整備 ※県: 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び流通体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ※県: 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ※県: 必要に応じて一般の医療機関における診療開始の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅で療養する患者への支援 ※県: 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの中止 ※★県: 臨時の医療施設の設置及び閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ※県: 平常の医療体制に戻す
⑥市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の把握及び支援体制の検討、調整 火葬能力及び遺体の一時安置施設等の把握及び検討 物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康管理、職場の感染対策の周知 遺体の一時安置施設の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ★水の安定供給 ★消費者の適切な行動に関する市民への呼びかけ ★サービス水準低下の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ★遺体の一時安置施設の確保 ★要援護者への生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ★国、県等と連携し、緊急事態措置の縮小・中止

(注) 発生段階は日安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

★: 緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 ※: 国、県が実施する対策

＜白井市新型インフルエンザ等対策行動計画概要＞

従来の新型インフルエンザ行動計画との変更点（新旧対比表）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府行動計画、千葉県行動計画の内容を踏まえて改正した。
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特定を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示した。

項目	新	旧
対策本部の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が緊急事態宣言を行った場合、条例で規定された「白井市新型インフルエンザ等対策本部」を速やかに設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に新型インフルエンザが発生した場合または発生する恐れがある場合に、設置要綱で規定された「白井市新型インフルエンザ対策本部」を設置する。
対象となる感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ及び全国のかつ急速まん延のおそれのある新感染症も対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザのみに限定している。
感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言が行われる。 ・千葉県知事による外出自粛や施設の使用制限の要請等が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛や施設の使用制限は市が要請する。
医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県が設置する帰国者・接触者相談センターに相談後、帰国者接触者外来を受診する。 ・患者数が増加した場合は、県の要請により、一般の医療機関を受診する体制に切り替える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県が設置する発熱相談センターに相談し、発熱外来を受診する。
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種（医療従事者や生活・経済の安定に寄与する業務等を行う事業者等が対象）が法定化された。 ・市は、集団接種を基本とした住民接種（全市民対象）を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な基準等はない。